

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」
経済産業省関連施策

平成 21 年 12 月 15 日
経 済 産 業 省

2. 環境

(3) 住宅版エコポイント制度の創設等

○住宅版エコポイント制度の創設 1,000 億円(当省 333 億円)

- ・ エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

(3) 交通・産業、地域の低炭素化の推進

○交通・産業における環境配慮の取組への支援等

(イ) 国内クレジット制度の更なる推進 3 億円

- ・ 地方自治体等との連携強化により、地域の中小企業等の CO2 排出削減支援を通じ、我が国の 6%削減約束の達成に貢献

3. 景気

(1) 「景気対応緊急保証」の創設等

○「景気対応緊急保証」の創設等 8,641 億円(財務省 8,315 億円)

(ア) 「景気対応緊急保証」の創設

- ・ 来年 3 月末で期限切れを迎える現行の緊急保証制度について、その対象業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、現下の厳しい経済状況において、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような、使い勝手を高めた保証制度に変更する(平成 22 年度末までの時限措置)

(イ) 保証枠

- ・ 現行の緊急保証枠を活用するほか、新たに 6 兆円を追加

(2) セーフティネット貸付等の延長・拡充

○セーフティネット貸付け等の延長・拡充 1,359 億円(財務省 532 億円)

(7) 期限の延長・枠の拡充

- ・ 期限の延長(平成 22 年度末まで)
- ・ 貸付枠・条件変更目標の追加(約 4 兆円)

(4) 日本政策金融公庫等の金利引下げ措置等の継続・強化

- ・ 雇用維持・拡充対応の金利引下げの強化
- ・ 売上減少対応の金利引下げの継続 等

(3) 中小企業等に対する金融の円滑化等 (予算措置なし)

○中小企業支援施策の「ワンストップ・サービス・デイ」の開催

- ・ 年末に、関係機関の協力の下、利用者が一つの窓口で必要な各種支援サービス(資金繰り相談、新事業展開などの経営相談、雇用調整助成金の相談など)の利用ができるよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催する。

(5) デフレ下の実質金利高への対応策

○デフレに伴う実質金利高の軽減制度 500 億円(財務省 260 億円)

- ・ デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う企業に対し、危機対応業務のスキームも活用しつつ、民間金融機関及び政府系金融機関からの借入金利について、2 年間、物価下落に対応して(*)、0.5%の引下げを図る。

(金利引下げの融資規模:民間金融機関も活用できる危機対応業務のスキームを通じた融資 3.7 兆円、日本政策金融公庫 1.3 兆円)

(*)物価については、半期ごとに、消費者物価が前年に比して下落しているかによって、主務大臣が判断を行い、引下げを各機関に指示。

○既往貸付の返済負担の軽減 1,142 億円(財務省 1,142 億円)

- ・ デフレ経済下で、既往貸付の返済負担に苦しむ中小企業に対する民間金融の条件変更に積極的に対応するため、信用保証制度を支える日本政策金融公庫の財政基盤を強化

○為替変動により影響を受ける地域・中小企業の支援 5 億円

- ・ 円高の影響を受ける地域・中小企業の海外販路開拓支援を行う。

住宅版エコポイント

平成22年度第2次補正予算要求額
: 1,000.0億円

※経済産業省 : 333億円 環境省 : 333億円 国土交通省 : 333億円

事業の内容

○エコポイントの発行対象

補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し引き渡された住宅
(ただし、平成22年1月1日以降に工事に着手したものに限る。)

①エコリフォーム

- ・窓の断熱改修
(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
- ・外壁、天井又は床の断熱材の施工
※併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

②エコ住宅の新築

- ・省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等)相当の住宅)
- ・木造住宅(省エネ基準を満たすものに限る)

○エコポイントの交換対象

家電エコポイントの交換対象商品等

- ・商品券・プリペイドカード
(環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード)
- ・地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)
- ・省エネ・環境配慮に優れた商品 など

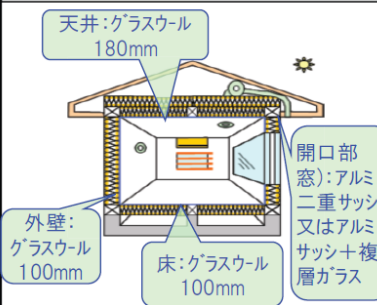
※家電エコポイントに比べ、付与されるポイント数が大きくなることから、交換対象の多様化を予定。

事業イメージ



二重サッシ

複層ガラス



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)

国内排出削減量認証制度基盤整備事業

平成21年度第2次補正予算要求額
: 2.9億円

事業の内容

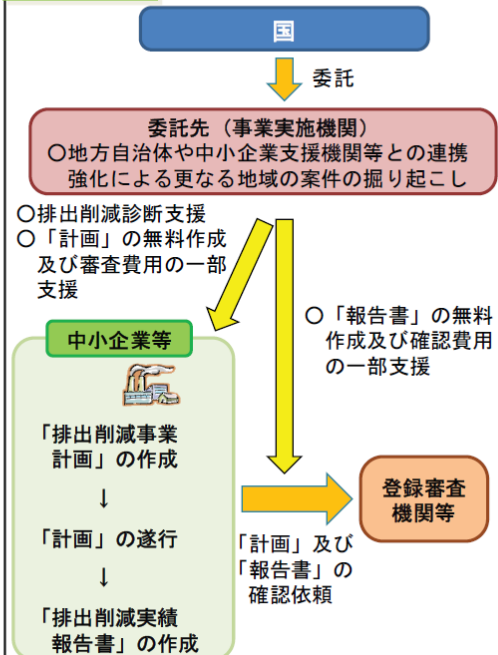
○地方自治体等との連携強化により、国内クレジット制度の活用が期待される地域の中小企業等を対象に、排出削減ポテンシャルの診断・計画作成等を支援。

○併せて、民間による一層積極的な制度活用に向けて、簡便かつ的確に計画作成を行うための支援ツールの開発等を実施。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



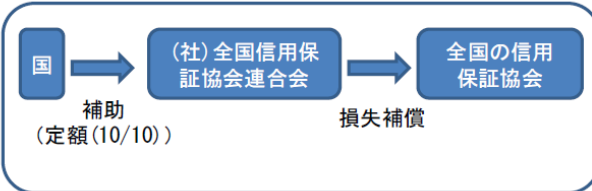
経営安定関連保証等対策費補助金

平成21年度2次補正予算要求額
: 326.0億円

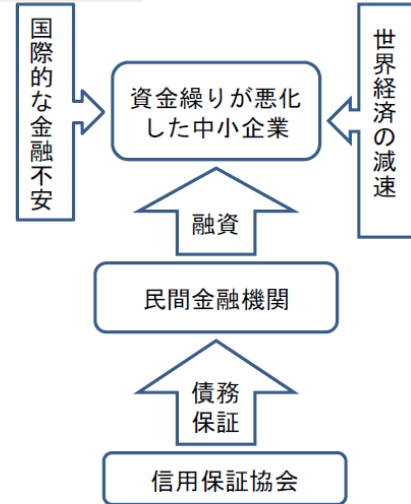
事業の内容

- 本年度末に期限切れとなる現行の緊急保証について、事業規模を6兆円追加するとともに、業種の指定基準や、利用企業の認定基準を改め、例外業種を除き、全業種の中小企業が利用可能となるような信用保証制度に変更する。
- このため、(社)全国信用保証協会連合会が信用保証協会に出えんを行うための基金へ補助金を交付する。当該基金は、信用保証協会が中小企業者に行った債務保証で生じた損失を補償する。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



※本補助金の他、「景気対応緊急保証」の創設等のため、財務省から日本政策金融公庫への出資金を8,315億円要求。

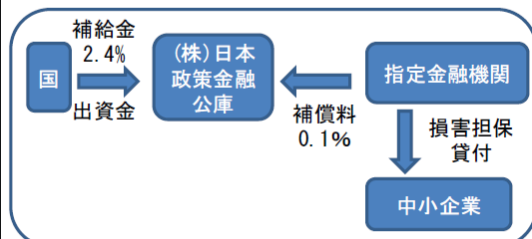
日本政策金融公庫出資金 (うち危機対応分)

平成21年度2次補正予算要求額
: 313.0億円

事業の内容

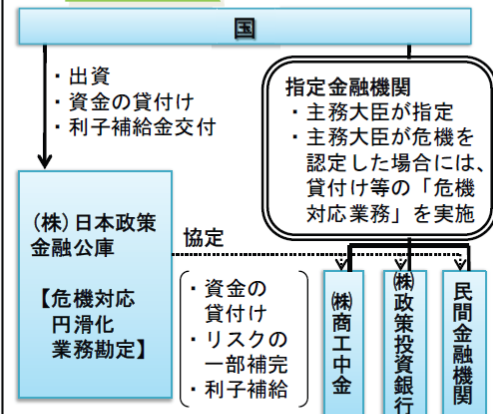
- 「危機対応」は、金融不安等の危機を国が認定した場合、(株)日本政策金融公庫からの信用供与(損失補填)を受け、指定金融機関が、企業に対し政策的に必要な資金を供給する。
- 「国際的な金融秩序の混乱」の危機に引き続き対応するため、想定事故率と指定金融機関が公庫に支払う補償料との差額を国が補填する。
- 本事業は、(株)日本政策金融公庫が信用供与を行うために必要な財政支援を実施するもの。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



- 補償料率を政策的に引下げ、その際の料率差を補填する。

事業イメージ



■ 指定金融機関の活用事例

ニーズ	必要な金融
金融秩序の混乱 経営環境の変化 【資金の代替融通】	長期資金供給 短期資金供給 手形割引
災害復旧 【インフラ復興資金】	C P 取得 等

日本政策金融公庫出資金
(うち中小事業)

平成21年度2次補正予算要求額
: 514.0億円

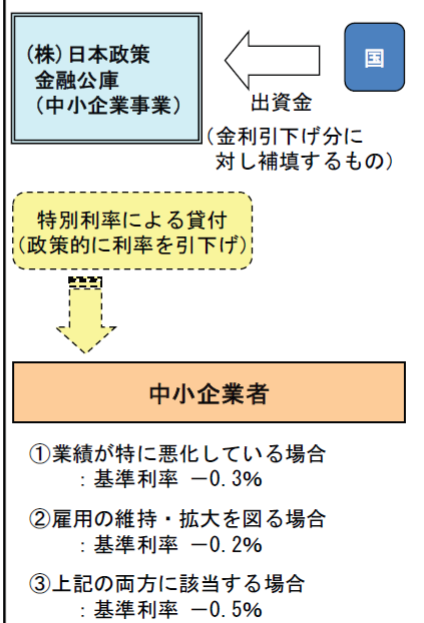
事業の内容

- 中小企業者の資金需要に質量とも的確に応えるため、(株)日本政策金融公庫から中小企業者に対して基準利率より低い利率で貸付を実施^{*}する。
 - 国から同公庫に対して、基準利率から政策的に利率を引下げて適用している貸付^{*}の利息収入差額分等について、出資金を交付する。
- ^{*}基準利率から政策的に利率を引下げる貸付の要件・利率等は、貸付制度毎に特別貸付制度利率要綱によって定められる。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ



日本政策金融公庫出資金
(うちデフレ対応)

平成21年度2次補正予算要求額
: 240.0億円

事業の内容

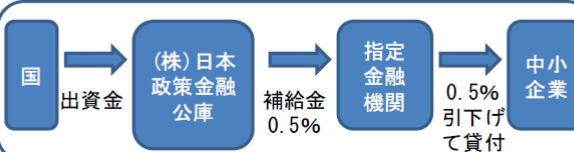
- デフレ経済下で、長期の設備投資等を行う中小企業に対し、以下のスキームを用いて、2年間、物価下落に応じ^{*}0.5ポイント金利を引下げる貸付を行う。
- ^{*}主務大臣が半期毎に消費者物価の動向を把握し、引下げの可否を各機関に指示する。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

- (株)日本政策金融公庫自らが貸付を行う。



- 危機対応スキームを活用し、民間金融機関を含む指定金融機関が貸付を行う。



事業イメージ

